

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年6月24日

【会社名】 丸紅建材リース株式会社

【英訳名】 Marubeni Construction Material Lease Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井ノ上雅弘

【本店の所在の場所】 東京都港区芝公園2丁目4番1号

【電話番号】 (03)5404 8200(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 新井祐宏

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝公園2丁目4番1号

【電話番号】 (03)5404 8200(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 新井祐宏

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
丸紅建材リース株式会社 北関東支店
(埼玉県さいたま市浦和高砂2丁目10番3号イチカワビルV内)
丸紅建材リース株式会社 千葉支店
(千葉県市原市八幡海岸通11番地1)
丸紅建材リース株式会社 横浜支店
(神奈川県横浜市西区伊勢町2丁目95番)
丸紅建材リース株式会社 名古屋支店
(愛知県名古屋市中区栄2丁目2番12号NUP伏見ビル内)
丸紅建材リース株式会社 大阪支店
(大阪府大阪市西区靱本町1丁目8番2号コットンニッセイビル内)

1【提出理由】

2022年6月23日開催の当社第54回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月23日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することが出来る旨を設けるものとする。

また、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるなど所要の変更を行うものであります。

第2号議案 監査等委員でない取締役7名選任の件

監査等委員でない取締役として、井ノ上雅弘、清水茂、大谷俊秀、中嶋義雄、日下部浩司、新井祐宏、中西孝平の7名を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役として、猪田忠、樋口達の2名を選任する。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として棚橋栄蔵を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数(個) | 反対数(個) | 棄権数(個) | 可決要件 | 決議の結果及び賛成(反対)割合 |
|-----------------------------------|--------|--------|--------|-------|-----------------|
| 第1号議案 定款一部変更の件 | 26,758 | 102 | 0 | (注) 1 | 可決 (99.62%) |
| 第2号議案 監査等委員でない取締役 7名選任の件 | | | | (注) 2 | |
| 井ノ上雅弘 | 24,616 | 2,244 | 0 | | 可決 (91.65%) |
| 清水茂 | 25,594 | 1,266 | 0 | | 可決 (95.29%) |
| 大谷俊秀 | 26,317 | 543 | 0 | | 可決 (97.98%) |
| 中嶋義雄 | 25,937 | 923 | 0 | | 可決 (96.56%) |
| 日下部浩司 | 26,314 | 546 | 0 | | 可決 (97.97%) |
| 新井祐宏 | 26,320 | 540 | 0 | | 可決 (97.99%) |
| 中西孝平 | 26,312 | 548 | 0 | | 可決 (97.96%) |
| 第3号議案 監査等委員である取締役 2名選任の件 | | | | (注) 2 | |
| 猪田忠 | 26,312 | 555 | 0 | | 可決 (97.93%) |
| 樋口達 | 26,317 | 550 | 0 | | 可決 (97.95%) |
| 第4号議案 補欠の監査等委員である 取締役1名選任の件 | | | | (注) 2 | |
| 棚橋栄蔵 | 24,688 | 2,179 | 0 | | 可決 (91.89%) |

(注) 1. 第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

2. 第2号議案、第3号議案、及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。

以上